

岡山市議会委員会条例(昭和31年市条例第25号)の全部を改正する。

目次

第1条(常任委員会の設置)

第2条(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条の2(常任委員の任期)

第2条の3(議会運営委員会の設置)

第2条の4(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第3条(特別委員会の設置等)

第4条(委員の選任)

第5条(委員長及び副委員長)

第6条(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第7条(委員長の職務権限)

第8条(委員長の他の委員会への出席)

第9条(委員長の職務代行)

第10条(委員長、副委員長の辞任)

第11条(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第12条(招集)

第12条の2(開会方法の特例)

第13条(定足数)

第14条(表決)

第15条(委員長及び委員の除斥)

第16条(傍聴の取扱)

第17条(秘密会)

第18条(出席説明の要求)

第19条(議事妨害及び離席の禁止)

第20条(秩序保持に関する措置)

第21条(公聴会開催の手続)

第22条(意見を述べようとする者の申出)

第23条(公述人の決定)

第24条(公述人の発言)

第25条(委員と公述人の質疑)

第26条(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条(参考人)

第28条(記録)

第29条(会議規則との関係)

附則

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 議員は、いずれか一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、委員に選任された後、常任委員を辞任することができる。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項のうち、市民・産業委員会以外の常任委員会の所管にかかるものにあつては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。

(1) 総務委員会 10人

ア 危機管理室の所管に属する事項

イ 市長公室の所管に属する事項

ウ 政策局の所管に属する事項

エ 総務局の所管に属する事項

オ 財政局の所管に属する事項

カ 会計管理室の所管に属する事項

キ 消防局の所管に属する事項

ク 選挙管理委員会の所管に属する事項

ケ 人事委員会の所管に属する事項

- コ 監査委員の所管に属する事項
 - サ 他の委員会の所管に属しない事項
- (2) 保健福祉・協働委員会 9人
- ア 市民協働局の所管に属する事項
 - イ 保健福祉局の所管に属する事項
- (3) 市民・産業委員会 9人
- ア 市民生活局の所管に属する事項
 - イ 区役所の所管に属する事項
 - ウ 産業観光局の所管に属する事項
 - エ 市場事業部の所管に属する事項
 - オ 農業委員会の所管に属する事項
- (4) 都市・環境委員会 9人
- ア 環境局の所管に属する事項
 - イ 都市整備局の所管に属する事項
 - ウ 下水道河川局の所管に属する事項
 - エ 水道局の所管に属する事項
- (5) 子ども・文教委員会 9人
- ア 岡山つ子育成局の所管に属する事項
 - イ 教育委員会の所管に属する事項

(常任委員の任期)

第2条の2 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

- 2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。この場合において、前任の常任委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、当該改選のときに満了するものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第2条の3 議会に議会運営委員会を置く。

- 2 議会運営委員会の委員の定数は、9人とする。
- 3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第2条の4 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第3条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

- 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。
- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間 在任する。

(委員の選任)

第4条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議にはかつて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

- 2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。
- 3 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第2条の2(常任委員の任期)第3項の例による。

(委員長及び副委員長)

第5条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。ただし、予算特別委員会(当初予算を含む事項を審査又は調査する目的で設置された特別委員会をいう。以下同じ。)及び決算特別委員会(決算に関する事項を審査又は調査する目的で設置された特別委員会をいう。以下同じ。)を設置する場合は、当該委員会の委員長及び副委員長は、議長が指名する。

3 前項ただし書の規定により委員長及び副委員長を指名したときは、議長は、その旨を会議に報告しなければならない。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第6条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。ただし、当該委員会が予算特別委員会又は決算特別委員会の場合は、当該委員会の委員長及び副委員長は、議長が指名する。

- 2 前項本文の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

3 前条第3項の規定は、第1項ただし書の規定により委員長及び副委員長を指名した場合について準用する。

(委員長の職務権限)

第7条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持し、委員会を代表する。

(委員長の他の委員会への出席)

第8条 委員長は、他の委員会へ出席して意見を述べることができる。

(委員長の職務代行)

第9条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第10条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第11条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(招集)

第12条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(開会方法の特例)

第12条の2 委員長は、重大な感染症のまん延又は災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第17条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項本文の規定により開く委員会において、オンラインで出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインでの委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第13条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第15条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第14条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第15条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席して、発言することができる。

(傍聴の取扱)

第16条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、委員長は、討論を用いないで委員会にはかつて決める。

(出席説明の要求)

第18条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第19条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中は、みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消せることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第21条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を通じて本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第25条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第27条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第24条(公述人の発言)、第25条(委員と公述人の質疑)及び第26条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第28条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、1人以上の委員とともに署名しなければならない。

2 前項の記録は議長が保管する。

(会議規則との関係)

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、昭和38年5月1日から施行する。

附 則(昭和39年市条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年市条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年市条例第38号)

1 この条例は、昭和42年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に厚生経済委員会の委員である者は、この条例による民生経済委員会の委員となるものとする。

附 則(昭和44年市条例第61号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年市条例第81号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年市条例第97号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年市条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年市条例第90号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年市条例第54号)

この条例は、昭和48年2月1日から施行する。

附 則(昭和50年市条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年市条例第37号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年市条例第27号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年市条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年市条例第41号)

この条例は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則(昭和56年市条例第23号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の日の前日において厚生委員会に付託され、継続審査中の事件は、この条例施行の日において所管の委員会に付託され、継続審査中の事件とみなす。

附 則(平成2年市条例第26号)

1 この条例は、平成2年6月1日から施行する。

2 この条例による改正後の岡山市議会委員会条例第27条の規定は、平成2年6月1日以後招集する委員会の記録から適用する。

附 則(平成3年市条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年市条例第39号)

1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。

2 この条例施行の日以後、最初に選任された議会運営委員の任期は、改正後の岡山市議会委員会条例第2条の3第3項により準用する第2条の2の規定にかかわらず、この条例施行の際、現に存在する常任委員の任期による。

附 則(平成6年市条例第5号)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に改正前の条例に基づく民生消防委員会及び衛生水道委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の条例の規定に基づく保健福祉委員会及び環境消防水道委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は改正前の条例の規定によるそれぞれの委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例に基づく常任委員会に付議されている事件は、改正後の条例の規定に基づく当該所管の常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

附 則(平成11年市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年市条例第95号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年市条例第108号)

この条例は、岡山市病院事業の設置等に関する条例(平成12年市条例第47号)の施行の日から施行する。

附 則(平成13年市条例第30号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例に基づく常任委員会に付議されている事件は、改正後の条例の規定に基づく当該所管の常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

附 則(平成14年市条例第33号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年市条例第25号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年市条例第111号)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく総務委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の条例の規定に基づく総務委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は改正前の条例の規定による総務委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく総務委員会に付議されている事件は、改正後の条例に基づく総務委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成17年市条例第113号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく経済委員会及び文教委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の条例の規定に基づく経済委員会及び文教委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は改正前の条例の規定による経済委員会及び文教委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく経済委員会及び文教委員会に付議されている事件は、改正後の条例に基づく経済委員会及び文教委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

附 則(平成18年市条例第25号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく総務委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の条例の規定に基づく総務委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は改正前の条例の規定による総務委員会の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく総務委員会に付議されている事件は、改正後の条例に基づく総務委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成19年市条例第36号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく総務委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の条例の規定に基づく総務委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は改正前の条例の規定による総務委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく総務委員会に付議されている事件は、改正後の条例に基づく総務委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成19年市条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年市条例第2号)

- 1 この条例は、平成21年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく総務委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の条例の規定に基づく総務委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は改正前の条例の規定による総務委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく総務委員会に付議されている事件は、改正後の条例に基づく総務委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成21年市条例第26号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく各常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の条例に基づく各常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は改正前の条例の規定による常任委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づき各常任委員会に付議されている事件は、改正後の条例に基づき当該事件を所管する常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成21年市条例第28号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく各常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の条例に基づく各常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は改正前の条例の規定による常任委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づき各常任委員会に付議されている事件は、改正後の条例に基づき当該事件を所管する常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成21年市条例第29号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の条例に基づく議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は改正前の条例の規定による議会運営委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づき議会運営委員会に付議されている事件は、改正後の条例に基づく議会運営委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成23年市条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年市条例第37号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく総務委員会及び環境消防水道委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の条例に基づく総務委員会及び環境消防水道委員会の委員長、副委員長及び委員

となるものとし、その任期は改正前の条例の規定による総務委員会及び環境消防水道委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づき総務委員会及び環境消防水道委員会に付議されている事件は、改正後の条例に基づく総務委員会及び環境消防水道委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成25年市条例第2号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成25年市条例第23号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく総務委員会、保健福祉委員会、環境消防水道委員会及び市民文教委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の条例に基づく総務委員会、保健福祉委員会、環境消防水道委員会及び市民文教委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は改正前の条例の規定による総務委員会、保健福祉委員会、環境消防水道委員会及び市民文教委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づき総務委員会、保健福祉委員会、環境消防水道委員会及び市民文教委員会に付議されている事件は、改正後の条例に基づく総務委員会、保健福祉委員会、環境消防水道委員会及び市民文教委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成25年市条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年市条例第98号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく総務委員会及び保健福祉委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の条例に基づく総務委員会及び保健福祉委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は改正前の条例の規定による総務委員会及び保健福祉委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づき総務委員会、保健福祉委員会及び環境消防水道委員会に付議されている事件は、改正後の条例に基づく総務委員会及び保健福祉委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成27年市条例第39号)

- 1 この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正後の第18条の規定は適用せず、改正前の第18条の規定は、なおその効力を有する。

- 3 第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の条例に基づく各常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ同条の規定による改正後の条例に基づく各常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は同条の規定による改正前の条例の規定による常任委員会の委員の残任期間とする。

- 4 第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の条例に基づき各常任委員会に付議されている事件は、同条の規定による改正後の条例に基づき当該事件を所管する常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成27年市条例第43号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の条例に基づく議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は改正前の条例の規定による議会運営委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づき議会運営委員会に付議されている事件は、改正後の条例に基づく議会運営委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成29年市条例第28号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年市条例第46号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年市条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。